

処 分 基 準

平成 12 年 4 月 1 日作成

法 令 名 :	自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項 :	第 9 条
処 分 の 概 要 :	指定法人の指定の取消し
原 権 者 (委 任 先) :	長野県公安委員会
法 令 の 定 め :	自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第 1 条第 2 項 (指定の基準)、第 7 条 (是正又は改善の勧告)
処 分 基 準 :	自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第 9 条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先 :	長野県警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全推進係 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :	